

平成30年度「国際ナノテクノロジー総合展・技術会議」出展支援等業務委託 公募型企画提案実施要領

I はじめに

川崎市は、市内ものづくり企業のさらなる高度化と新たな産業創出を図るため、「新川崎・創造のもり」（以下、「創造のもり」という。）地区において、企業、大学、行政による産学官連携の取組を推進しています。

「創造のもり」においては、平成12年度以降、第1期事業として慶應義塾大学の先導的研究施設「K²タウンキャンパス」、第2期事業としてベンチャービジネス創出支援施設「かわさき新産業創造センター（KBIC）」、第3期第1段階事業として「ナノ・マイクロ産学官共同研究施設（NANOBIIC）」を開設しており、今後は、第3期第2段階事業として、「オープンイノベーション」をコンセプトとした「産学交流・研究開発施設（AIRBIC）」の整備を予定しています。

本業務は、平成31年1月30日から2月1日の3日間の会期で開催される「国際ナノテクノロジー総合展・技術会議」（以下、「ナノテク展」という。）への出展を通じて、来場者に「創造のもり」におけるナノ・マイクロ技術を核とした企業支援の取組や産学連携の取組について周知し、拠点の魅力・情報の発信を行うとともに、先端技術を活用した研究開発を行っている市内外の企業に向けて、新たに整備する「産学交流・研究開発施設（AIRBIC）」の情報発信を行い、同施設への誘致を促進することを目的に実施するものです。

II 事業要件

1 委託業務の概要

別紙仕様書のとおり

2 参考価格

2,180,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

III 企画提案に関する事項

1 企画提案に求める内容

本業務は、「創造のもり」における本市の取組（①ナノ・マイクロ技術支援講座の実施、②NANOBIICにおける4大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアムの研究機器開放利用、③共同研究支援等）について、ナノテク展来場者に紹介し、「創造のもり」の活用促進を図るとともに、平成31年1月の供用開始を予定しているオープンイノベーションをコンセプトとした「産学交流・研究開発施設（AIRBIC）」への企業誘致を効果的に行うことを目的としています。

業務の目的を達成するため、提案者の有する知識や経験、ネットワーク等を活用した事業実施内容等について、提案してください。

（1）業務の実施コンセプト及び提案事項

- ・出展ブースの設営及び当日の運営・撤収〔仕様書2-（2）〕について、新川崎・創造のもり地区における本市の取組（①ナノ・マイクロ技術支援講座の実施、②NANOBIICにおける4大学ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアムの研究機器開放利用、③共同研究支援等）及び新しく整備する「産学交流・研究開発施設（AIRBIC）」に関する効果的な展示会の設営方法等について、会場の設営イメージ図等を用いて提案してください。
- ・展示物の作成等〔仕様書2-（3）〕について、「創造のもり」におけるNANOBIICの開放機器利用の促進及び新しく整備する「産学交流・研究開発施設（AIRBIC）」への企業誘致を効果的にPRすることができる展示物について、イメージ図を用いて提案してください。

- (2) アピールポイント
 - ・提案及び提案者のアピールポイントについて提示してください。
- (3) スケジュール
 - ・契約期間内の作業スケジュールを提示してください。
- (4) その他
 - ア 提案者の企業概要
 - ・企業の概要がわかる資料を提示してください。(パンフレット等)
 - イ 業務実施体制
 - ・本業務の実施体制について提示してください。
 - ウ 過去の類似した業務の実績
 - ・産業関連の展示会出展、企業誘致支援業務等、本業務に関連する業務実績について提示してください。
 - エ 見積書
 - ・費目ごとに金額を提示し、その積算根拠についても記載してください。

2 参考資料

事業実施の際に、必要に応じて活用してください。

- ・川崎市「新川崎・創造のもりの事業推進について」
<http://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000036039.html>
- ・川崎市「新川崎・創造のもり 産学交流・研究開発施設について」
<https://kawasaki-sozonomori.jp/airbic/>
- ・川崎市「新川崎・創造のもり」ホームページ
<https://kawasaki-sozonomori.jp/>

IV 企画提案の流れ

1 スケジュール（予定）

(1) 実施要領の配布	9月6日（木）～9月13日（木）
(2) 参加意向申出書の受付	9月14日（金）～9月20日（木）
(3) 参加資格確認通知	9月26日（水）
(4) 質問書の受付期間	9月26日（水）～9月28日（金）
(5) 質問書に対する回答	10月3日（水）
(6) 企画提案書の受付期間	10月4日（木）～10月11日（木）
(7) 審査	10月19日（金）（予定）
(8) 審査結果の通知発送	10月24日（水）（予定）
(9) 契約	10月26日（金）（予定）

2 企画提案参加受付

(1) 参加者の資格要件

この企画提案に参加を希望する事業者は、次の条件をすべて満たしていることを必須とします。

- ア 平成29・30年度川崎市業務有資格業者名簿の業種「その他」、種目「イベント」に登録されていること
- イ 本業務を実施する体制には、産業関連の展示会出展、企業誘致支援業務等、本業務に関連する業務実績を有する者を含むこと
- ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- エ 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がない者
- カ 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- キ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団

経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

ク 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

(2) 参加意向申出

この企画提案に参加を希望する事業者は、次により所定の書類を提出しなければなりません。

ア 提出書類

- ① 参加意向申出書（様式1） 【1部】
- ② 企業概要（任意様式） 【1部】
 - ・パンフレット等企業概要がわかるもの
- ③ 過去5年程度の類似業務の実績（任意様式）【1部】
 - ・件名、業務内容、発注元、金額を記載してください。（10件以内）
 - ・本市からの類似事業の受託業務がある場合は、必ず記載してください。
- ④ 業務実施体制（任意様式） 【1部】
 - ・本業務に関連する業務実績等がある場合は、記載してください。

イ 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

ウ 提出先及び問い合わせ先

川崎市経済労働局イノベーション推進室
川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階
電話：044-200-2407

エ 提出期限

平成30年9月20日（木）午後3時（必着）

オ その他

・代表者の印は、契約書に使用する代表者印を押印してください。

(3) 参加資格確認通知

企画提案参加者要件に基づく審査を行った結果、参加資格を確認した事業者に対し、平成30年9月26日（水）までに参加資格確認通知の写しを電子メールで送付し、原本は後日郵送します。

3 企画提案に関する質問の取扱い

(1) 質問方法

質問は文書（任意様式）により行うものとし、提出方法は、事前連絡の上、郵送又は電子メールのいずれの方法でも可能です。

(2) 受付期限

平成30年9月28日（金）午後3時（必着）

(3) 回答方法

質問者を含めたすべての提案者に対して、平成30年10月3日（水）までに電子メールで回答します。

4 企画提案書提出

(1) 提出書類

資格確認を受けた事業者については、期日までに次の書類を提出してください。

なお、企画提案書の作成、提出に必要な経費は、各事業者の負担とします。

ア 企画提案書（任意様式）【8部】

- ・A4版とし、表紙を除き10ページ以内で作成してください。
- ・本実施要領Ⅲ-1-(1)の提案にあたっては、図や表などを活用して、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意してください。

イ 添付書類（任意様式）【各8部】

- ① 企業概要（パンフレット等企業概要がわかるもの）
- ② 業務実施体制（組織体制、実施責任者、担当者、関連資格等を記載）
- ③ 類似業務の実績（件名、業務内容、発注元、金額を記載）
- ④ 所要経費・概算見積書

ウ 提出書類の取扱い

- ・提出書類は、返却しません。
- ・提出期限後の提出書類の差し替え、変更及び追加は認めません。

- ・提出書類の受領後、本市で必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。
- (2) 提出方法
 - 事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。
 - ア 提出先
 - 川崎市経済労働局イノベーション推進室
 - 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階
 - 電話：044-200-2407
 - イ 提出期限
 - 平成30年10月11日（木）午後3時（必着）

5 企画提案選定方法

- (1) 企画提案の選定方法
 - 提出書類に基づく、書類審査とします。
- (2) 審査体制
 - 川崎市経済労働局内に企画提案の選定委員会を設け、企画提案の審査を行い、参加者の中から最優秀者を選定します。
 - 基準点は、満点の6割以上とし、基準点を越えた業者について適正と判断します。
 - なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定するものとします。
 - ア 審査基準の「ア 企画提案の視点・内容」が最も高い点数の業者を選定
 - イ 見積書の総額が最も安い業者を選定
- (3) 審査基準

ア	企画提案の視点・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある提案となっているか ・事業目的に沿った十分な成果が見込めるか
イ	提案内容の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者の強みを生かした工夫（独創性）がみられるか ・提案者の実績を生かした提案がなされているか
ウ	事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な専門知識を有しているか ・業務遂行に適切な実施体制を構築しているか
エ	取組意欲・積極性	<ul style="list-style-type: none"> ・積極性があり、前向きな提案がなされているか
オ	提案内容の実行可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・十分に実行が可能な方法となっているか ・適切なスケジュールとなっているか
カ	経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案内容に対して、見積金額が妥当なものであるか ・提案内容に無駄がないか

6 選定結果の通知

選定後、速やかに各提案者宛てに郵送で通知します。（平成30年10月24日（水）発送予定）
 なお、選定結果等の電話・電子メール等での直接のお問い合わせには、応じられませんので御了承ください。

7 企画提案参加の意思確認

- ・契約締結までは、本業務の受託を辞退することができます。
- ・辞退にあたっては、書面により、申し出てください。
- ・契約締結前に採択事業者の辞退があった場合は、第2順位以降で高順位の事業者を繰り上げて採択するものとします。

8 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 提出書類が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 他の提案者の協力者となった場合
- (4) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

9 その他

- (1) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。企画提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。
- (2) 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。
- (3) 企画提案書は、あくまでも採択事業者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。
- (4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。
- (5) 業務の実施にあたっては、本業務の委託契約約款を遵守していただきます。また、個人情報、調査対象等のデータの保護については、紙媒体、電子媒体を問わず、管理者の責任において、厳重に管理することとし、必要な届出が発生した場合は、本市の指示に従って提出していただきます。
- (6) 原則として、事業に要した経費は、事業終了後に行う完了検査後に一括払いします。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。

10 提出先及び問い合わせ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町1-1-2 川崎フロンティアビル10階

川崎市経済労働局イノベーション推進室

電話：044-200-2407

E-mail：28sozo@city.kawasaki.jp